

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二五〇号

昭和二十六年五月三十一日
号

木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて、昭和二十五年十月一日から昭和二十六年三月三十一日までの期間における、鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十六年五月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

00931

目 次

一、まえがき

二、昭和二十五年度縣財政について

三、昭和二十五年度豫算の收入及び支出の状況について

四、縣民の負擔の状況について

五、昭和二十六年度縣財政について

六、縣債、一時借入金及び財産の状況について

七、むすび

00935

昭和二十五年度最終豫算（同日議決を含む）比較対照表 烏取縣
昭和二十五年度最終 昭和二十六年度当初
表中数字単位千円（）は%

	県債	その他の債務	寄附金	手使用料及 料	地方財政 平衡交付金	國庫支出金	県税	総額
1億								
2	八〇、六〇（八、八）	三九、九〇（八、六）	三一、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
3	一七、五〇（七、四）	四八、七三（三、三）	一七、五〇（七、四）	七九、一〇（七、一）	一七、一〇（一、七）	一七、一〇（一、七）	一七、一〇（一、七）	一七、一〇（一、七）
4	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
5	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
6	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
7	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
8	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
9	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）
10	一七、五〇（七、四）	三九、九〇（八、六）	三九、九〇（八、六）	七九、〇九（七、九）	二〇、〇六（二、一）	二六、九〇（二、九）	一〇、九〇（一、九）	一〇、九〇（一、九）

00936

歳出の部

		総額	
二、委託、100			
一、議会費	10,000,000(10,000)	10,000,000(10,000)	
二、県庁費	10,000,000(10,000)	10,000,000(10,000)	
三、警察消防費	5,000,000(5,000)	5,000,000(5,000)	
四、土木費	5,000,000(5,000)	5,000,000(5,000)	
五、保健衛生費	2,000,000(2,000)	2,000,000(2,000)	
六、労働施設費	1,000,000(1,000)	1,000,000(1,000)	
七、教育費	1,000,000(1,000)	1,000,000(1,000)	
八、社会会費及	1,000,000(1,000)	1,000,000(1,000)	
九、選舉費	1,000,000(1,000)	1,000,000(1,000)	
十、公債費	1,000,000(1,000)	1,000,000(1,000)	
十一、その他	1億	1億	

一、まえがき

第七回の財政概要を公表致します。

今回は昭和二十五年十月より昭和二十六年三月末までの鳥取県の財政事情を御説明申し上げるのあります。特に昭和二十五年度は、画期的な地方税財政制度の改革が行われ、税制においては、根本的な改変が行われまして、國、県、市町村の税体系が確立され、又財政制度においては從來の地方配付税は、地方財政平衡交付金制度の創設となり、將に地方税財政の一大改革が実施されたのであります。我々の鳥取県財政の状況は如何よくなつたかは、県民皆様の重大な関心事でなくてはなりません。即ち、県財政の如何は県の各種の行政を左右することとなりては、県民の皆様の日常生活に影響するからであります。従いまして、この財政事情の公表によつて広く県民皆様が県財政の現況と動向をよく御理解を願い、一層の御協力を切望する次第であります。

00937

二、昭和二十五年度縣財政について

1、県財政の概況

昭和二十五年度はシャウプ勧告に則り、地方財政の自主性の強化と、その健全性の確保を図るべく画期的な地方稅財政制度が実施せられたのであります。地方稅法の改正は本県の如き農業県においては、自主財源である県稅收入は大巾に減收となり、新制度たる地方財政平衡交付金が本県財政の根幹となることとなつたのであります。

この平衡交付金制度の創設は、地方團体に対し、必要な財源の供与と、富裕團体と貧弱團体との財政調整を徹底しようとするものであります。連年財政的貧困の宿命を持つ本県と致しましては、この制度の適正な運用を期待し、懸命の努力を続けて参つたのであります。何分初年度のことでもあり、又國庫財政の都合等により給額が充分に確保されないため、依然としてその運用に当つては、余りにも過去の財政需要に偏重する傾向が強く、救われる所が極めて少いのに反し、一方財政需要は、各種法令に基く、新規経費は重み、就中先般実施された職員のベイスアップ等は県財政を極度に圧迫したのであります。これが財政措置には、非常に苦慮致しましたのであります。ですが、漸く、既定経費の節約、或は事業の繰延べ等により財政の辻褄を合せたような状況であります。

2、予算の経緯

昭和二十五年度当初予算は、前回の公表にも御説明致しましたように原則として、義務的、経常的経費に限定した所謂骨格予算であります。年間の積極的施策は挙げて地方稅財政制度の改革の確定を俟つて、補正することと致しましたのであります。地方稅法が漸く年度中途の七月に到り成立したものの本県稅收入は従来より減收となり、地方財政平衡交付金は未確定であつた爲昭和二十五年度前半期は唯全額國庫補助金等特定財源のもののみを計上し、十一月臨時県会においては、教育委員選挙費及び昭和二十五年災害復旧費等緊急差し置き難いもののみを追加計上

したのであります。

而して、十二月に到り平衡交付金について未決定であつた特別交付金、前年度繰越金及び県稅收入の内過年度滯納繰越分等全ての財源を見込みまして、公共事業の完全消化を図るべくこれが起債不足額に対し一般財源を充当すると共にその他我る程度の施策的経費を含めて三億二百余万円を追加したのであります。

次いで二月県会において職員給与改善費総額四千六百四十七万余円と、一般公共事業及び災害復旧事業等の本年度割の決定に伴い、実行予算的に組替え更正し、尙三月においても若干の追加を致しまして昭和二十五年度最終予算総額は二十六億五千五百余万円となりまして当初予算に比し一、二六倍となつたのであります。

○昭和二十五年予算の終結編

月別	予算増加額	増加指数	予算累計	区分
三月	二十一・三〇〇六・四八三円			円 定例
四月	九・四三・〇一五	一〇〇四	三一・三・四四〇・四九八	定例
五月	四五・八〇〇六・七四	一〇一六	三一・六・二三〇・三七二	定例
六月	一〇三六	一三・六・二四〇・三七七	臨時	
七月	一五六・八〇・一七七	一一・〇一	三三・六・〇六二・五四九	臨時
八月				
九月	一一〇・九五・一六七一	一一・四五	三六・三・一〇・三三〇	定例
十月	△一〇・七〇・〇三七七	一一・四五	三六・二・〇・三一・二八三三	定例
十一月	一五六			
十二月	三四・七六七・三〇〇	一一・五六	三六・五・五一・〇九〇	定例
三月				

00940

昭和二十五年度最終予算額調

科 目	當初予算額	追加予算額	最終予算額	最終予算額に 對する比率に 當初予算を以 て予算の増加率 を算出する場合 の増加率
一、県 目 的 的 稅 稅 稅 稅	三七、五九、四五	△ 八、〇三、二九	二八、五六、五六	10%
二、地方財政平衡交付金	一六、八九、九七	△ 五、九六、九八	三一、八六、九七	一〇
三、公企業及財產收入	二、五一、四三	△ 二、六一、六一	三一、九九、零一	一三
四、分担金及負担金	一六、八一、七六	△ 一五、三六、二七	三一、四〇、〇〇	一三
五、使用料及手數料	六、八九、〇〇	一、九九、五〇	七、三一、二八	二七
六、國庫支出金	八九、八七、〇九	六、八九、〇〇	九〇、九〇、〇〇	一三
七、寄附金	六、九七、三〇	八、九七、九一	七、四三、三一	一三
八、繰入金	八、九九、五九	八、九九、五九	七、九五、五七	一〇
九、繰越金	九、七六、四五	一〇、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	一〇
一〇、雜收	奎、二八、三三	四七、三九、〇〇	五、一九、八九	一〇
一、議會費	三六、六一〇、〇〇	△ 六、九〇、〇〇	三、九、一〇、〇〇	一〇
二、県 歲 入 合 計	三一、一三、〇〇八、四八	△ 〇、九一、五〇	一九、三一〇、〇〇	一〇
三、警察消防費	二六、一二、一〇八	二、六五、一〇〇、〇〇	一九、三一〇、〇〇	一〇
四、土木費	三、六三、〇〇三	〇、〇〇、〇〇	〇、〇〇、〇〇	一〇
五、教育費	四五、九六、六四	一、七四、一二六	一、七四、一二六	一〇
六、社會及勞動施設費	六三、九五、六四	一、七四、一二七	一、七四、一二七	一〇
七、保健衛生費	一三、二九、七四	一、七四、一二八	一、七四、一二八	一〇
八、產業經濟費	四六、四〇、三〇	一、九九、三三、九九	一、九九、三三、九九	一〇
九、財產費	三九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一〇

00941

科 目	當初予算額	追加予算額	最終予算額	最終予算額に 對する比率に 當初予算を以 て予算の増加率 を算出する場合 の増加率
一、議會費	一六、九四、一〇五	三、一四八、四七三	一九七、三一〇、〇〇	一〇%
二、県 歲 入 合 計	二六、一二、一〇八	△ 〇、九一、五〇	一九、三一〇、〇〇	一〇
三、警察消防費	三、六三、〇〇三	〇、〇〇、〇〇	〇、〇〇、〇〇	一〇
四、土木費	四五、九六、六四	一、七四、一二六	一、七四、一二六	一〇
五、教育費	六三、九五、六四	一、七四、一二七	一、七四、一二七	一〇
六、社會及勞動施設費	一三、二九、七四	一、七四、一二八	一、七四、一二八	一〇
七、保健衛生費	四六、四〇、三〇	一、九九、三三、九九	一、九九、三三、九九	一〇
八、產業經濟費	三九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一〇
九、財產費	三九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一、〇九、七一、七〇	一〇

00943

00942

鳥取縣公報

三

外

四

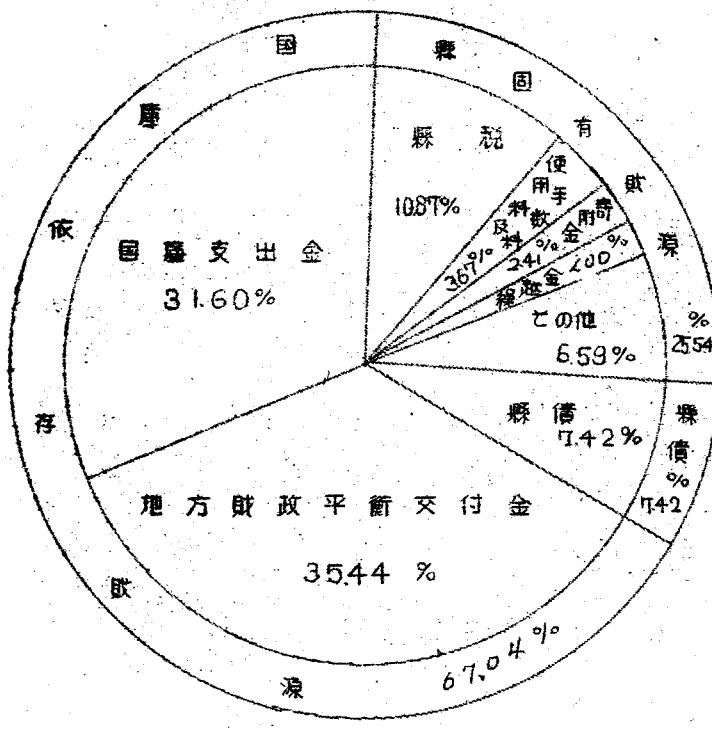
三十一

(第三種郵便物認可)

—

昭和25年度最終予算

卷之二



2655.100.033P

鳳陽縣公幸

五

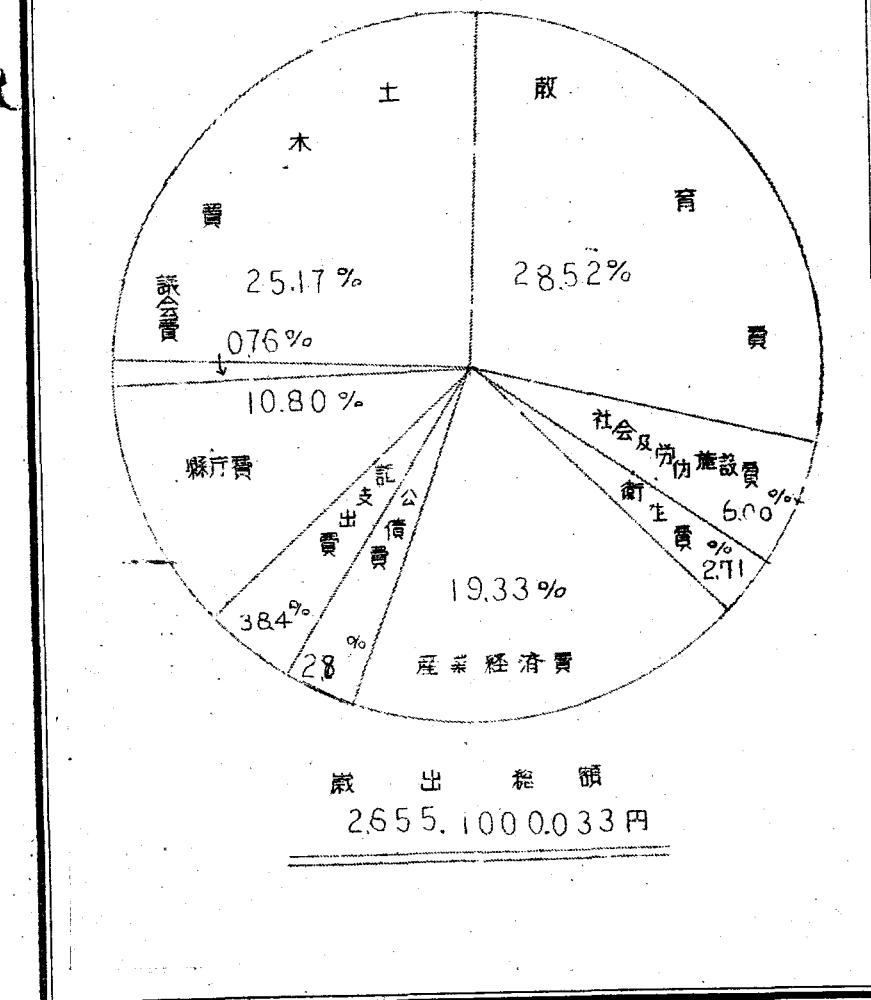
外
昭和二十六年五月三十一日

(第三種郵便物認可)

10

00944

昭和25年最終予算 戻出



昭和二十五年度予算科目別貯源内訳表

科 目		昭和二十五年度予算科目別財源内訳表 (最終予算)	
科 目	当初予算額	當初予算額 算する増額	当初予算額
	最初予算額	割合	最初予算額
議 会 費	一、六、九、四、〇五	一〇、〇五	一、六、九、四、〇五
県 庁 費	三、六、一、一、八	一〇、〇五	三、六、一、一、八
土 木 費	四、五、九、六、一〇	一〇、〇五	四、五、九、六、一〇
警 察 消 防 費	三、六、一、一、三	一〇、〇五	三、六、一、一、三
施 設 費	一、一、三、二、九、七、四	一〇、〇五	一、一、三、二、九、七、四
教 育 費	一、九、三、九、〇九	一〇、〇五	一、九、三、九、〇九
社 会 及 労 保 費	一、九、四、〇七、一〇	一〇、〇五	一、九、四、〇七、一〇
衛 生 費	一、九、三、九、〇九	一〇、〇五	一、九、三、九、〇九
産 業 経 済 費	一、九、四、一、一、〇	一〇、〇五	一、九、四、一、一、〇
財 产 費	一、一、一、九、七、〇	一〇、〇五	一、一、一、九、七、〇
支 出 金	同 上	特 定	財 源
寄 附 金			
使 用 料			
起 債			
其 他			
合 計			
一般財源			
割合			
科 目	同上に 對する 割合	特定 財源の 割合	特定 財源と一 般財源の 割合

00947

3、地方稅財政制度改革と昭和二十五年度財政

昭和二十五年度に実施されました地方税法の改正及び地方財政平衡交付金制度の創設等、今回の地方税財政制度の改革は、地方住民特に財政的貧困である本県としては、特に重大な関心を持つていたのでありますが、この改革により本県財政は、どのようになつたか、昭和二十五年度財政について検討して見ましよう。

先づ地方財政平衡交付金制度であります、これについては、前回の公表にも詳細に御説明いたしましたが、

な結果となつたのであります。シヤウプ第二次勧告においても地方財政平衡交付金の持つ府県間の財政均衡化の機能を完全に果すために、基準財政需要額の測定に当つては地方團体の現実の行政施設なり、費消されている行政費なりに影響されないで、あるべき財政需要を客観的に把握するよう努力すべきことを主張しているのであります。本制度本来の使命に立脚して運用されることを希求すると共に、これが達成のため、一層の努力を致したいと存ずるのであります。

00948

昭和二十五年度平衡交付金仮決定と本決定との比較表

(単位千円)

区 仮 決 定 分 (A)	分 基準財政需要額	基準財政收入額	交付基準額	昭和二十一年度一般財源	
				昭和二十四年度一般財源	昭和二十一年度一般財源
本 決 定 分 (B)	九〇七、五三三	三六六、三四七	七一、五〇三	一、一三三、三〇六	三、四八一
増 加 額 (B) - (A)	一四五、五四四	九〇三、〇四〇	七一、五〇三	一、四五、七二三	一、一三三、三〇六

各県別昭和二十四年度、昭和二十五年度一般財源対比表

県別	額 普通 収入 済	昭和二十四年度一般財源		昭和二十一年度一般財源	
		総 地 方 配 付 額	交付 金 を 吸 收 す る 補 助 金 に さ れ て	計 (A)	住 人 当 基 準 税 額 の 10 7 額
鳥 取 島 根 岡 山 島 山	三六四、〇六〇 五三三、一九九 一、一四〇、〇三六 一、四五五、七二三	四五、〇六 三〇、四九三 三〇、六二三 三〇、五五三 三〇、九五 三〇、六九 一、五〇三	一〇四、二六六 一、七一 一、七一 一、七一 一、七一 一、六九 一、五〇三	三三、八七三 一、三九、三六六 一、八〇三 一、八〇三 一、六九 一、六九 一、五五	九五、四九 一、三九、三六六 一、六九 一、六九 一、六九 一、六九 一、一九

00949

基準財政需要額(昭和二十五年度本決定分)

鳥取県分

{特別交付金 八八五、六九五千円

三九、七二四千円

経費の種類	測定單位	基準財政需要額(昭和二十五年度本決定分)		単位費用	需要額(昭和二十四年度財政需要額)(千円)	差 引 (千円)	増減割合 (%)
		補正前	補正後				
土木費	面積	〇、七五	〇、六四	六、〇三 七営	四、二九 八六	△二、五九 △一、九	△一、九
道路	面積	〇、七五	〇、六四	一〇三、三三	一三九、〇〇	△〇、三〇 △一、九	△一、九
橋りょう	延長	〇、七五	〇、六四	〇、五三 三・〇一 一・四〇	一〇、一七 〇、一七	△〇、一〇 △一、一	△一、一
河川	費用	〇、七五	〇、六四	六、三三 一・三九 一・一九	一、一九 一、一九	△一、一九 △一、一九	△一、一九
港湾	入港	〇、七五	〇、六四	〇、七一 一・九九 一・八九	〇、七一 一・九九 一・八九	△一、一九 △一、一九 △一、一九	△一、一九
その他土木費	人件	〇、七五	〇、六四	三、〇六 人	三、〇六 人	△一、一九 △一、一九 △一、一九	△一、一九
	積口	〇、七五	〇、六四	三、五三 平方糸	三、五三 平方糸	△一、一九 △一、一九 △一、一九	△一、一九

公 債 費		合 計		産業経済費		工場事業場労働者数		工 場 事 業 場		勞 份 費	
農業行政費	耕 地 の 面 積	一、〇〇〇	四三、四八三町歩	一、〇〇〇	四三、四八三町歩	一、一九五	二、〇五〇場	一、一九五	二、〇五〇場	一、一九五	二、〇五〇
農業の従業者数	一、三四〇	六、七八人	一、三四〇	六、七八人	一、三四〇	六、七八人	一、三四〇	六、七八人	一、三四〇	六、七八人	一、三四〇
林野行政費	林 产 業 の 従 業 者 数	一、三四〇	一、七七人	一、三四〇	一、七七人	一、三四〇	一、七七人	一、三四〇	一、七七人	一、三四〇	一、七七人
水産行政費	水 产 業 の 従 業 者 数	一、一八〇	二、四〇人	一、一八〇	二、四〇人	一、一八〇	二、四〇人	一、一八〇	二、四〇人	一、一八〇	二、四〇人
商工行政費	商 工 業 の 従 業 者 数	一、六一七	三、〇〇三人	一、六一七	三、〇〇三人	一、六一七	三、〇〇三人	一、六一七	三、〇〇三人	一、六一七	三、〇〇三人
戦災復興費	戦争による被災地の面積	一、四四七	三五、〇〇〇坪	一、四四七	三五、〇〇〇坪	一、四四七	三五、〇〇〇坪	一、四四七	三五、〇〇〇坪	一、四四七	三五、〇〇〇坪
その他行政費	道 府 県 稅 の 稅 額	一、〇六一	三九、七六、〇〇〇円	一、〇六一	三九、七六、〇〇〇円	一、〇六一	三九、七六、〇〇〇円	一、〇六一	三九、七六、〇〇〇円	一、〇六一	三九、七六、〇〇〇円
徴 稅 費	納 稅 義 務 者 数	一、〇〇〇	三、七八人	一、〇〇〇	三、七八人	一、〇〇〇	三、七八人	一、〇〇〇	三、七八人	一、〇〇〇	三、七八人
その他の諸費用	人 口	三、四一七	五九九、一四〇人	三、四一七	五九九、一四〇人	三、四一七	五九九、一四〇人	三、四一七	五九九、一四〇人	三、四一七	五九九、一四〇人
災害復旧事業費に充てた地方債の元利償還金に充てた地方債の元利償還金	防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一、〇〇〇	一〇、四五五、五九〇円	一、〇〇〇	一〇、四五五、五九〇円	一、〇〇〇	一〇、四五五、五九〇円	一、〇〇〇	一〇、四五五、五九〇円	一、〇〇〇	一〇、四五五、五九〇円

00952

基準財政收入額算定に関する調査 (昭和二十五年度本決定分)

税目	基準財政收入額	上算定基準		摘要	要率
		基本額	本額		
個人事業税	二九、六五 (千円)	一、九一、九三 (千円)	0、037	基本額は昭和二十四年分課稅所得額	"
法人普通税	九、四四 (千円)	三三、九五 (千円)	0、031	基本額は製造工業等各事業所(従業者三〇人以上を有するもの)の従業者数	
特別所得税	六、一〇八 (千円)	一四、五五 (千円)	0、035	基本額は昭和二十四年分法人稅課稅所得額	
特別税	一〇、〇〇七 (千円)	二四、一三 (千円)	0、033	基本額は昭和二十四年分課稅所得額(理容業店業)	
入場税	五、〇九六 (千円)	一七、一六 (千円)	0、037	昭和二十四年分課稅所得額及び食品関係營業者数を算定基準とする。	
自動車税	二、四七三 (千円)	七、六三 (千円)	0、035	試掘原簿に登録された鑛区の面積又は河床の延長等により算出	
獵獲税	一、〇六八 (千円)	一、一七台 (千円)	0、035	基本額は昭和二十四年度調定額	
電気ガス税	一、四〇 (千円)	一、一七 (千円)	0、035	"	
税率	〇、三五五	〇、三五五	0、035	"	
合計	四、六三 (千円)	一、九一、九三 (千円)	0、037		

00953

区分	昭和二十四年度		昭和二十五年度		(單価千円)
	予算額(A)	割合	予算額(B)	割合	
国庫依存財源	一、三一、八三	要、〇	一、七七、八五	要、〇	
国庫支出金	九九、六九	要、〇	八六、零八	要、〇	
平衡交付金	四五、一四	一五、一	六〇、九七	三、六	
県固有財源	五〇六、五七	三、三	一四、六一	三、九	要、〇
					△ 一四、八六

昭和二十四年度昭和二十五年度財源比較表

次に県税は前述致しました如く今回の地方税法の改正により大巾に減收となり、昭和二十四年度に比し一億余万円の減となつたのであります。

そこで昭和二十五年度財政状況を次表により見ますと、県税は予算総額の僅に一割程度に過ぎない状況であり国庫依存財源は平衡交付金を含めまして予算総額に対しても六割七分を占めることになりまして今回の制度の改革は本県にとつては県財政の自主性が一層乏しくなつたことが如実に窺えるのであります。

鳥取縣公報

外 暈和二十六年五月三十一日

(第三種郵便物認可)

一一

日和二年五月以資經一寫密以

三、昭和二十五年度豫算の收入及び支出の状況について

昭和二十五年度收入及び支出の状況並びに決算の見透しについてその概況を御説明致します。

先ず一般会計につきましては予算額二十六億五千五百余万円に対し三月末未達の収入済額は二十三億五千九百余万円その収入比率は八八・八%で累年の同期と比較致しますと格段の上昇を示しておりますがこれは本年度は特に重点且効率的な総合均衡予算の編成に努めたのとこれに加えて国庫支出金の促進その他各種収入金の確保に鋭意努力してまいつたによるものであります。

昭和二十二年五月第一回財政事情公表以來の累年同期の予算額に対する収入の状況を掲記してみますと次の通りであります。

年 度 別	予 算 額	收 入 濟 額	收 入 比 率
二十二年度	三、四九、八六 千円	四一四、〇〇 千円	四、三%
二十三年度	三、四九、八六 千円	四一四、〇〇 千円	四、三%
二十四年度	三、四九、八六 千円	四一四、〇〇 千円	四、三%
二十五年度	三、四九、八六 千円	四一四、〇〇 千円	四、三%

各科目別の現在迄の収入状況については別表の通りであります。が県税は予算額二億八千八百余万円に対して収入済額は七九%の二億二千八百余万円で予算額に比較して六千余万円の未収入となつております。

これはシャウブ勧告に基いて昨年九月地方税法の割期的な改正が行われ年度中途の八月一日から施行となつた関係上賦課、徵收事務が甚だしく遅延したとの経済事情の窮屈に基因するものと考えられるのであります。但下徵稅機關あげて收納に努めておりますので出納閉鎖期迄には概ね予算額程度の收入は図り得る見透しであります。

地方財政平衡交付金は予算額九億四千九十九万余円に対して收入済額は九億一千五百六十八万余円となつておりますがこれは一応概算交付額でありまして漸く三月下旬に至つて交付額九億二千五百四十一万九千円（普通交付金八億八千五百六十九万五千円特別交付金三千九百七十二万四千円）に最後的決定をみましたので差額九百七十余万円はその後四月において精算交付を受けております。

平衡交付金制度は皆様既に御承知のように地方税法の改正と相俟つて戦後地方自治財政確立のために設けられた特色ある新制度でありましてこの交付額は総予算額に対して三五、五%を占めており財源の三分の二以上を国庫に依存しなければならない本県として専くとも予算額程度の交付を受けるよう強力に折衝してまいつたのであります。が約一千五百五十万円の收入減となつたものであります。

国庫支出金は予算額八億三千八百余万円に対して九〇、八%の七億六千二百余万円の收入となつておますが、これらを累年同期と比較してみますと、

年 度 别	予 算 額 千円	收 入 済 額 千円	收 入 比 率
二 十 二 年 度	四三、三七	一九、三五	四一、三%
二 十 三 年 度	一三、五四	五九、六一	四二、〇%

前記の如く收入比率は年々上昇を辿つております。

なお今後の見透しについては事業の中止、打切り等による減額が八百余万円見込まれますので決算見込額は概ね八億三千余万円程度に止まるものと思われます。

県債は予算額一億九千七百余万円に対して收入済額は七九%の一億五千六百万円で四千百余万円の未收入となつてあります。がこの内一千万円は出納閉鎖期迄には收入を予定しておりますので決算額は一億六千六百万円の見込みであります。

以上科目別に主なものについて説明致しましたがその他の諸收入につきましても若干の増減は予想されますが收入決算総額は二十五億六千六百余万円程度となる見込みであります。

次の支出の状況について説明致しますと予算額二十六億五千五百余万円に対して現在迄の支出済額は二十億三千三百余万円でその比率は七六、五%となり累年同期と比較致しますと次表の通りであります。

年 度 別	予 算 額 千円	支 出 済 額 千円	支 出 比 率
二 十 二 年 度	八六、七三	四九、三三	五九、三三
二 十 三 年 度	三、四九、八六	一、三三、七六	四七、七三

00958

二十四年度
二十五年度二、六、三〇一
二、五、一〇〇一、七五、八二
一、〇三、三五三、三
七、五

この表でおわかりのように支出比率は年々上昇致しておりますがこれは収入において述べたと同様に予算額中、財源の一部を占める平衡交付金(三五・五%)国庫支出金(三一・五%)が順調に交付されたに基因するものでこれに伴い各種の事業及諸施策が円滑に推進されたことを裏書するものであります。

毎回の財政事情公表の際説明しておりますように支出に当つては常に收支の均衡保持に意を用い冗費の節減に努めておりますのでかりにも予算執行に支障を來すが如きことのないよう絶えず留意致しております。

決算の見透しにつきましては収入と同額程度の二十五億六千六百余万円見込んであります。

最後に特別会計の状況は予算額一億一千百余万円に対し現在迄の収入済額は九四・三%の一億五百余万円支出額は九〇・五%の一億百余万円でありますので多少の増減はあつても予算額程度の執行を予想致しております。

昭和二十五年度一般会計収入の状況 (二六、三、三一現在)

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 济 額	予 算 額 に 対 する 收 入 济 額 の 比 率 (%)	備 考
1、県 稅	二八、五五、三九	二八、五五、三九	〇	一〇〇	
2、地方財政平衡交付金	九〇、九七、六四	九〇、九七、六四	〇	一〇〇	
3、公企業及び財産收入	八三一、二八	六、六三、〇四	一、五八、三四	九、一%	

00959

科 目	支 出 の 状 况		
	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 济 額
1、議 會 費	二〇、〇三、五八	二八、九四、二七	一、〇六、六三
2、県 庁 費	二六、七一、五八	二八、三一、九三	一、四、四九、三九
3、警 察 消 防 費	三、五〇、八〇	一、四、四九、三九	一、四、四九、三九
收 入 合 計	二、六五、一〇一	二五、八七、九三	六、八
4、分担金及び負担金	七、五三、六、六三	六、一五、〇三	一、三五、九九
5、使用料及び手数料	七、四五、四一	八、三九、一七	一、四、〇六、三九
6、國 庫 支 出 金	八六、九七、一〇	七三、五〇、九四	一、六、五〇、三九
7、寄 附 金	八六、九七、一〇	七三、五〇、九四	一、六、五〇、三九
8、繰 入 金	八六、九七、一〇	七三、五〇、九四	一、六、五〇、三九
9、繰 越 金	八六、九七、一〇	七三、五〇、九四	一、六、五〇、三九
10、雜 收 入	一〇四、〇四、一〇	九七、一〇、〇〇	一〇〇、〇〇
11、縣 債	一九七、三〇、〇〇	一九七、三〇、〇〇	〇

00960

4、土木費	六六、一五、九六	四七、九〇、三〇	一九、八五、六六
5、教育費	七五、四九、九三	六六、六三、九三	八、三、二、〇〇
6、社会及び労働施設費	一九、三九、〇六	一〇、〇一、七一	六、〇、七一、七一
7、保健衛生費	セ、九七、〇九	四〇、〇八、九六	五、〇、八、九六
8、産業経済費	五三、一七、九五	三一、九六、二九	四、一、九、五三
9、財產費	四、二〇、九七	一八、八四、一三	三、三九、五三
10、統計調査費	一六、八四、一三	一七、三一、五五	二、一、三二、二九
11、選舉費	一六、一〇、九九	四、八六、〇四	一、六四、五四
12、公共交通費	奎、一七、五三	五、一〇、九、八〇	三、二五、六三
13、諸支備費	五〇〇、〇〇、〇〇	〇	八七、七五
14、予備費	一一、六五、一〇〇、〇〇	一一、〇三、三五、六五	九一、四、九一
支 出 合 計	一一、六五、一〇〇、〇〇	一一、〇三、三五、六五	九一、四、九一

支 出 合 計

特別会計收入の状況

会計	予算額	收入済額	收入未済額	予算額の比率に對する收入に済対	備考
災害救助基金	一、七九、〇九	八五、一六	九五、〇四	一〇〇%	
就学奨励資金	一〇〇、一〇	三六、四二	一〇〇、一〇	一〇〇%	
学校生徒奨励資金	一〇〇、〇〇	三四、五五	一〇〇、〇〇	一〇〇%	
県立実業学校実習費	一、九〇、〇九	一、四八、一九	△ △	一〇〇%	
印刷事業費	五、五九、三一	五、七三、五三	〇	一〇〇%	
減債基金	六六、九三	六六、一六、二三	△ *	一〇〇%	
自作農創設維持奨励資金	三三、九〇、〇〇	三三、九三	△	一〇〇%	
畜牛増殖奨励事業費	一、九七、五九	一、〇四、八九	九一、六〇	一〇〇%	
無畜農家解消事業費	三一、四六、三三	一、五九、一〇	三一、三七、六九	一〇〇%	
県立中央病院事業費	二、三九、三三	一、一七、一〇	四六、三〇	一〇〇%	
競馬事業費	一、九七、五九	一、〇四、八九	九一、六〇	一〇〇%	
收入合計	一一、五六、四七	一一、五五、一〇	六、三五、五〇	一〇〇%	

会計	予算額	支出済額	支出未済額	予算額の比率に對する支出に済対	備考
災害救助基金	一、七九、〇九	八五、一六	九五、〇四	一〇〇%	
就学奨励資金	一〇〇、一〇	三六、四二	一〇〇、一〇	一〇〇%	
学校生徒奨励資金	一〇〇、〇〇	三四、五五	一〇〇、〇〇	一〇〇%	
県立実業学校実習費	一、九〇、〇九	一、四八、一九	△ △	一〇〇%	
印刷事業費	五、五九、三一	五、七三、五三	〇	一〇〇%	
減債基金	六六、九三	六六、一六、二三	△ *	一〇〇%	
自作農創設維持奨励資金	三三、九〇、〇〇	三三、九三	△	一〇〇%	
畜牛増殖奨励事業費	一、九七、五九	一、〇四、八九	九一、六〇	一〇〇%	
無畜農家解消事業費	三一、四六、三三	一、五九、一〇	三一、三七、六九	一〇〇%	
県立中央病院事業費	二、三九、三三	一、一七、一〇	四六、三〇	一〇〇%	
競馬事業費	一、九七、五九	一、〇四、八九	九一、六〇	一〇〇%	
收入合計	一一、五六、四七	一一、五五、一〇	六、三五、五〇	一〇〇%	

会

会計

予算額

支出済額

予算額の比率に對する支出に済対

備考

支出の状況

00962

災害救助基金	一、七九〇五	円	一、三六六、九九	円
就学奨励資金	一〇五、七一〇	円	三五、七一〇	円
学校生徒奨励資金	一〇、〇〇〇	円	三、七九〇	円
県立実業学校実習費	一、九〇、三一三	円	一、〇一、五五三	円
印刷事業費	一、五九、三一三	円	八七八、七六〇	円
減債基金	一、五〇、〇〇〇	円	一、九〇一、七九〇	円
自作農創設維持奨励資金	一、三九、九八三	円	一、九〇一、七九〇	円
畜牛増殖奨励事業費	一、九四、七〇一	円	一、九〇一、七九〇	円
無畜農家解消事業費	一、九四、七九〇	円	一、九〇一、七九〇	円
県立中央病院事業費	一、九四、七九〇	円	一、九〇一、七九〇	円
競馬事業費	一、三九、三五五	円	一、九〇一、七九〇	円
支出合計	一一一、五九、四一七	円	一一一、五九、四一七	円

00963

四、縣民負擔の状況について
県民の負担となるのは、通常税金として負担する外広く寄附金、負担金及び各種使用料、手数料等を含むのであります。
勿論国税、市町村税として徴収されるものも全て県民の負担であることは当然でありますが、ここには県税の負担状況について申し上げます。

今回の地方税法の改正により県税は、事業税等僅かに八税種となつたのであります。これらは主として都市中心的の税であります。又県税総額の約半分を占める事業税及び特別所得税の納税者は県下全世帯数の僅に一割程度であります。

昭和二十五年度最終予算における県税の負担状況

区分	分類	予算額	割合	納稅義務者		備考
				税義	に対する割合	
普通事業税		一三一、〇五六、七五	四五、八%	一二、八三三	一一〇	
特別所得稅		七、八〇〇、〇〦〇	一、七	一、一二七	一一〇	
自動車稅		六、八〇〇、〇〦〇	一、四	一、一〇七	一一〇	
鑛業權稅		大零〇、〇〦〇	〇、三	〇、三	〇、三	
狩獵者稅		一、八六〇、〇〦〇	一	一	一	
出合計		一〇、六		七七	八八	
内		五三				
人		八				
円		八				

00964

尙昭和二十五年度の県税の徴収成績は次の通り予算額に比し未だ七九%で前年の同期と比較致しまして遙に低い状況でありますので県民各位の御理解により県税の增收確保に一層の御協力を願ひする次第であります。

明和二年正月六日御中納言

(昭和二十二年三月六日現在)

普 通 事 業 稅 稅 稅 稅	四 円	收 入 額	割 合
三五、八六、六四	一〇〇、五五、三六〇	五、二九一、三五五	六、四
一三、一〇、六四四	一七、九四、七三	一四、〇九一、九九	一
セ、八〇、〇〇〇	セ、セ九〇、八四三	九、一五五	一
六一、五六、〇〇〇	三、八七一、七三三	三、七三四、〇九六	一

00966

不動産取得税	一〇、六〇〇、〇〇〇	八、八〇三、三五〇	一、七九七、七五〇
木材引取税	三、五〇〇、〇〇〇	三、四九六、六四〇	三、三七六
入湯税	三〇〇、〇〇〇	三〇八、三七〇	△八、三九〇
ミシン税	九、〇〇〇	八、八〇〇	二、一〇〇
庭園税	九、〇〇〇	八、〇〇四	二、九六〇
合計	二八、五五六、二九六	二八、四六四、四七三	二九、一
			六〇、一〇一、八三三

五、昭和二十六年財政について

1 昭和二十六年度当初予算について

昭和二十六年度の政府の地方財政措置は極めて不充分な状況でありまして國庫財政に依存する現今的地方財政、就中本県財政としては、年間財政計画の見透しは極めて困難であり且つは本年度の年間の施策的な予算は、当然地方選挙後的新知事新議会により編成すべきであると存じまして、昭和二十六年度当初予算は暫定的骨格予算を編成することと致したのであります。

従つて義務的、継続事業となつてゐる公共事業費、國の委託又は補助奨励に基く経費並びに中断を許さない事業等の諸経費、その他一般行政費につきましては、年度当初のすべり出しに必要な暫定経費の計上に止めることと致したのであります。

即ち人件費につきましては、一般職員の内の純県費職員及び教職員を通じまして給与単価は全て政府の平衡交付

00957

金等精算の基礎額(ベースアップ單価一、〇〇〇円)により算定したものを計上し、恩給費及び退職給与金等義務費は概ね年間分を計上したのであります、公共事業等については國庫補助等未だ具体的な決定を見ませんので取り敢へず從來の継続的なものに付差し当り必要とする事業費を計上致したのであります。

かかる方針のもとに編成致しました昭和二十六年度当初予算の総額は一般会計二十億七千六百余万円であります。

昭和二十六年度当初予算額調(同日議決追加予算を含む)

科 目	入			摘要	要
	昭和二十六年度當初予算額 金	昭和二十五年度當初予算額 金	比 率		
一、県 普、通 目的税	三七〇、〇八八、〇〇〇	一三〇	三六七、五九六、〇〇〇	一三、九	一
旧法による税	二、四九三、〇〇〇	〇、一	二、九三一、四三三	九、三	一
二、地方財政平衛交付金	六九、七九七、五七一	一	一六七、八一八、五七六	八、九	一
三、公企業及財産收入	八一、一〇〇	一	七九、一〇七、〇〦〇	一六、〇	一
四、分担金及負担金	一、六三七、四九六	〇、一	六、八九七、五一〇	〇、三	一
五、使用料及手数料	七四、五三〇、六五七	三、六	六、四九七、五一〇	四、二	四、二
六、国庫支出金	六三、六	一	八七九、八六七、〇〇〇	四、一	七

02983

00969

科 目	昭和二十六年度當初予算		昭和二十五年度當初予算		昭和二十一年度を100として 二十六年度の増減率	摘要
	金	額	金	額		
一、議會費	一、六、九四、一〇五	四	一、六、九四、一〇五	四	0.0%	
二、県庁費	一、五、六一、一七六	四	一、五、六一、一〇三	四	0.1%	
三、警察消防費	一、五、〇三、一五五	四	一、五、〇三、一〇三	四	0.2%	
四、土木費	一、五、六〇、八八八	四	一、五、六〇、六四四	四	0.3%	
五、教育費	一、五、〇一、一〇一	四	一、五、〇一、七五四	四	0.6%	
六、社会及勞働施設費	一、五、二八、〇五三	四	一、五、二八、七五四	四	0.6%	
七、保健衛生費	一、五、二八、〇五三	四	一、五、二八、七五四	四	0.6%	
歲入合計	一、八、一〇六、九〇、五九〇	四	一、八、一〇六、九〇、四八三	四	0.0%	
歲出	一、八、一〇六、九〇、四八三	四	一、八、一〇六、九〇、四八三	四	0.0%	

会計名	特別会計	備考
灾害救助基金	当昭和一十六年度予算額	
就学奨励資金	当昭和一十五年度予算額	六を一〇〇とし、昭和二十一年度の増加率
学校生徒奨励資金	当昭和一十五年度予算額	六を一〇〇とし、昭和二十一年度の増加率
県立実業学校実習費	当昭和一十五年度予算額	六を一〇〇とし、昭和二十一年度の増加率
印刷事業費	当昭和一十五年度予算額	六を一〇〇とし、昭和二十一年度の増加率
	備考	
	合計	合計
八、産業経済費	三九、七三、七三	一五、九
九、財産費	三、四五、〇〇	一八、九
一〇、統計調査費	五、六五、〇三四	一八、九
一一、選舉費	八、六三、七一八	一八、九
一二、公債費	五、一五、〇〇〇	一八、九
一三、諸支備費	二、九、九〇四	一八、九
一四、予備費	一〇〇、〇〇〇	一八、九
歲出合計	二、二九、九〇九	一八、九
	備考	

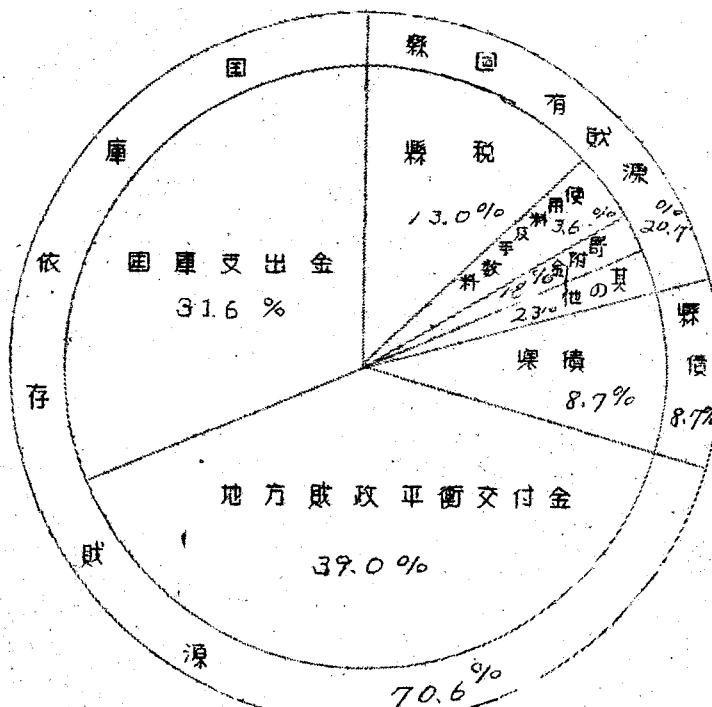
00970

減債基金	11,000	圓、〇六七、〇〇〇
畜牛增殖獎勵事業費	六〇五、五〇一	一、〇九六、五〇一
無畜農家解消事業費	二、三九三、〇〇〇	二、三九三、〇〇〇
県立中央病院事業費	一四、七五、四	元、六五三、五九九
自作農創設維持獎勵資金	四、九六五	四、九六五
競馬事業費	〇	〇
合計	三五、〇三一、〇六三	八八、七〇八、四七三
		元〇〇八〇

00971

昭和 26 年 当初予算(當同日追加議決)

歳入

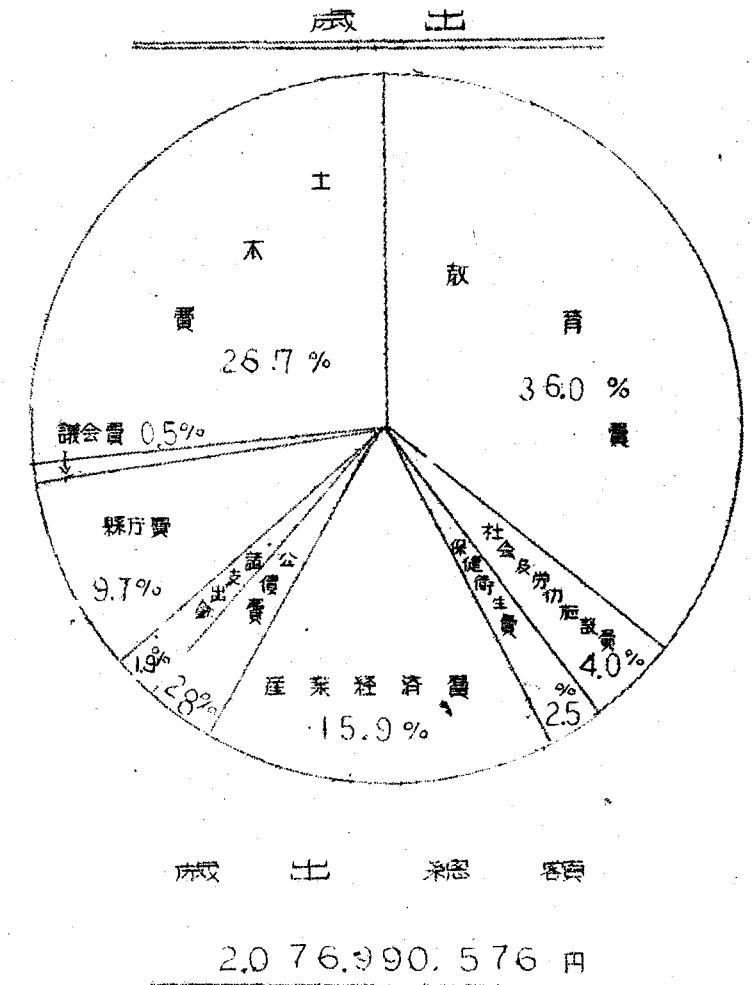


歳入総額

2076.990570 円

00972

昭和26年度当初予算（各項目追加議決）



2.0 76.990.576 円

一般財源內訛

2 今後の見透し

昭和二十六年度予算は前項において述べました通り暫定的なものでありますて、今後の追加を要する経費と致しましては、職員費、恩給費等の義務的経費、一般行政費、公共事業等の積極的経費等追加所要額は極めて多額を

要するのでありますて、財政上実に容易ならぬものが今後に残されて居る次第であります。かかる事態になりましては、次に述べる様な地方財政平衡交付金並に起債措置に関する政府の施策が地方財政を破たんに導く結果と相成つて居るであります。

平衡交対金の問題

当初地方財政委員会はシャープ勸告の線にそつて一千三百五十八億八千百万円を要求しましたが、政府は一千百億円の線を出し強く押した爲已むなく当初の案を修正して一千二百九億七千五百万円を地方財政委員会予算に計

即ち地方財政の増加は

1、給与改訂経費一百七十六億八千二百万円を始め国の施策に伴うもの等の経常的経費の増三百八十九億八千五百

計七百十一億六千六百万円の増加となるてもかかわらず之に對応する措置として、

万円を見込み、
2、地方債については二百七十五億円の増発行を見込んで都合六百十五億円としその外、

4、使用料、手数料等の税外收入の増十八億四百万円で賄うこととし、

5、これらの措置で尚不足する地方財源百五十九億七千五百万円を地方財政平衡交付金の増に求め、二十一年度当初総額一千五十億円に対し二十六年度は一千二百九億七千五百万円を算定したのであります。

右の如き経過を辿つた二十六年度の地方財政については国会で相当な論議がなされたとは云え、究極において二十六年度平衡交付金は政府案の一千百億円と決定を見、地方債の枠の拡張等国民的輿論に訴え解決を図らねばならない極めて差迫つた問題であると存するのであります。一面地方團体側と致しましても各々その團体自体に

おそいかかる財政難局を開拓すべくあらゆる創意工夫をする事とは申し述べるまでもない處であります。
地方行政の中権を占める地方財政の問題がかかる状態で放任されることは断じて許さるべきではないのであります。地方團体は一丸となつて地方財政平衡交付金の増額及び地方債の枠の拡張等国民的輿論に訴え解決を図らねばならない極めて差迫つた問題であると存するのであります。一面地方團体側と致しましても各々その團体自体におそいかかる財政難局を開拓すべくあらゆる創意工夫をする事とは申し述べるまでもない處であります。

六、県債、一時借入金及び財産の状況について

1、県債について

昭和二十五年度地方債につきましてはドッジラインにより極度に抑制されました結果本県におきましても公共事業は県負担額に対し四九%、單獨事業については申請額に対し三〇%しか承認されなかつたのであります。民生安定、産業振興上緊急を要する公共事業、失業対策事業等につきましては次の通り一般歳入を充當し事業を施行した様な次第であります。

昭和二十五年度公共事業等執行状況調

(単位千円)

	区分	起 議 決 額 (¹)	債 申 請 額 (¹)	地 方 負 担 額 (²)	承 認 債 額 (³)	見 借 込 入 額 (⁴)	(本)に 対 す る 措 置	翌 年 度 延 長 (⁵)	事 業 打 切 (⁶)	歲 入 補 填 (⁷)
一、非公共事業費		三、〇〇〇	二〇九、五五〇		三一、〇〇〇	一三、五五〇				
災害復旧費		三、〇〇〇	八、九〇〇	八、九〇〇	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	四九、九〇〇	一	一	一
一般事業費		二九、六〇〇	二九、六〇〇	一	一	一	一	一	一	一
二、公共事業費		二三、三一〇	一	一	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	七、〇〇〇	一	一	一
災害復旧費		八、五〇〇	一	一	三四、五六〇	三四、五六〇	四九、七〇〇	一	一	一
一般事業費		二七、七六〇	一	一	一四、七五〇	一四、七五〇	一一、〇〇〇	一	一	一
三、失業対策事業費		六、〇〇〇	一	一	一〇九、七九〇	一〇九、七九〇	〇〇、〇〇〇	一	一	一
合計		二〇九、三一〇	三四、一八〇	三四、一八〇	一七九、〇〇〇	一七九、〇〇〇	一七九、〇〇〇	二五五、七六〇	二九、五九三	一六九、一〇〇

この昭和二十五年度県債を含めまして県債現在額は次の通りであります。

県債現在額調 (昭和二十六、三、三一現在)

費目	未過償還度額	二十五年度債借入所要額	合計	百分比	二十五年度債中借入済額	借入見込額	備考
教育費	七、七四、〇五三	三、〇〇三、〇〇〇	一〇七四、〇五三	一・六%	三、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
社会及労働施設費	八五、三〇〇	一〇、六五、〇〇〇	一〇、六五、〇〇〇	一・六	一〇、六五、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
保健衛生費	一七、八四、一三一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一・〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
普通土木費	三、三五、〇五一	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一・〇	九、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
農業土木費	三、三五、一三一	八、六〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	一・〇	八、六〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
産業経済費	九、六四、一三一	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一・〇	九、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	
災害復旧費	一〇七、一九一、一毛	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇七、一九一、一毛	一・一	一〇七、一九一、一毛	〇〇〇、〇〇〇	
警察費	五、二七八、五五〇	一、一	五、二七八、五五〇	〇・八	一、一	一、一	
その他	三四、九五、九三六	一、一	三四、九五、九三六	〇・七	一、一	一、一	
合計	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一・一	九〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	一円

2、一時借入金

昭和二十五年度一時借入金は起債借入までの繫資金を含めまして九千万円であります。前年度借入累計額五千万円に比し四千万円の増加となつて居ります。

昭和二十五年度一時借入金借入状況調

借入金額	借入先	借入期間	償還期日	利率	備考
三〇、〇〇〇、〇〇〇円	預金部	昭和二五、五、三〇	昭和二五、七、一八	日歩一錢二分	
"	"	六、二六	九、八	" 二 錢	処償還期限八、二九の 上償還
"	"	七、一〇	一〇、九	" 二 錢	" 九、二五"
"	一二、二〇	"	"	" 一錢八分	起債繫資金長期債に 借替
合計	九〇、〇〇〇、〇〇〇				

これは年度当初において地方税法の成立が相当遅れたため県税の徵収が困難となりましたので、これが対策として預金部短期資金を借入致したものであります。その後地方財政平衡交付金、国庫補助金の交付及びその他の諸收入等により或る程度賄い得る見透しもつきましたので借入利子も勘案の上繰上償還等も致し所要経費の節減を図つたのであります。

3、財産について

本年三月三十一日現在における県有財産は次の通りであります。

土地	六一八、三二八坪四八
建物	四七、〇一九坪六〇
木	六一〇、九二八石

00980

船 舶
自動車

・レンタゲン等

特別資金等

五、四三八、九八〇円

二四隻
五台
二〇台
九式

00981

七、むすび

以上昭和二十五年度下半期における県財政の概況と昭和二十六年度当初予算の状況及びこれが動向について御説明申し上げたのであります。地方財政の自主性と健全性の強化を目途として実施された地方税財政制度の改革は本県の場合は、財政の自主性は一層乏しくなつた状況であります。

なお特に今後の県財政は特に憂慮すべき状態に直面しているのでありますが、特に県民皆様の眞摯な御批判により、これが打開のため銳意懸命の努力を致し度いと存じますので格段の御協力を願いする次第であります。